

作業停止計画調整マニュアル(変更案)に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

NO.	ご意見・質問等	本機関回答
1	<p>緊急停止における負担の在り方については、給電指令時補給が3コマまででは発電事業者にとって非常に厳しく、事業予見性を下げるものであるという意見が検討会の中で出され、継続検討となっていると認識しています。今後の具体的な議論の場、スケジュールについて早期に示していただくようお願いいたします。</p>	<p>本件については、現在国と具体的な議論の場について調整中です。具体的な議論の場、スケジュールが確定次第、検討会等でお知らせします。</p>
2	<p>緊急時の発電制約量売買方式に関する取り決めは、第9回検討会でも指摘があったように、実需給断面の話であるため発生時期や抑制量、ユニットの運転状態など様々な状況を考慮しなければなりません。これを各社協議の中で合意書に落とし込むのは非常に困難だと考えられますので、合意書の雛形を用意していただくことを要望いたします。</p>	<p>緊急時の発電制約量売買方式による取り決めは、発電制約の対象となる関係事業者間の協議により調整するため、様々な取扱いや契約形態が考えられます。しかしながら、当機関が合意書の雛形を提示すると雛形以外の取引を排除してしまう懸念があります。</p> <p>このため、当機関として合意書の雛形を用意することは致しません。</p> <p>なお、作業停止計画調整マニュアルに記載のとおり、「当事者間の協議が調わない」など発電制約量売買契約に係る紛争は、その主たる論点に応じて、広域機関又は電力・ガス取引監視等委員会の紛争解決制度を利用することができます。</p>